

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 公 告	ページ
○ 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（6件）【都市戦略局計画部都市計画課】	2
○ 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】	8
◇ 市選挙管理委員会	
○ 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】	10

## 北九州市公告第827号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

区域区分

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部
小倉南区	舞ヶ丘五丁目及び六丁目の一部
若松区	響町三丁目の一部

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

## 北九州市公告第828号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

用途地域

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部
小倉南区	舞ヶ丘五丁目及び六丁目の一部
若松区	響町三丁目の一部

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

## 北九州市公告第829号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

臨港地区

### 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	新門司北三丁目の一部
小倉北区	浅野二丁目及び末広一丁目の一部
若松区	響町三丁目の一部

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

## 北九州市公告第830号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

地区計画

### 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

## 北九州市公告第831号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

地区計画

### 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
曾根地区地区計画	北九州市小倉南区下曾根二丁目、曾根北町、大字曾根及び沼南町三丁目地内

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

## 北九州市公告第832号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 都市計画の種類

地区計画

### 2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
小森地区地区計画	北九州市小倉南区大字小森及び大字呼野地内

### 3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

### 4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月19日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第833号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

1 物品等の名称及び予定数量

白灯油（12月分） 14キロリットル

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 落札者を決定した日

令和7年11月21日

4 落札者の名称及び住所

株式会社ワシダ

北九州市八幡東区枝光本町3番1号

5 落札金額

1キロリットル当たりの金額9万500円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和7年10月10日

8 落札方式

最低価格による。

## 北九州市公告第834号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月5日

北九州市長 武内和久

### 1 物品等の名称及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・12月分） 28,600リットル

### 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市技術監理局契約部契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

### 3 落札者を決定した日

令和7年11月21日

### 4 落札者の名称及び住所

日吉化学工業株式会社

北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号

### 5 落札金額

1リットル当たりの金額161円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額

### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 7 一般競争入札の公告をした日

令和7年10月10日

### 8 落札方式

最低価格による。

## 北九州市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年12月5日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新上健一

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,276人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万3,960人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区の選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区	2万5,715人
小倉北区	4万9,755人
小倉南区	5万6,710人
若松区	2万1,670人
八幡東区	1万7,466人
八幡西区	6万7,890人
戸畠区	1万5,382人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

12万7,294人